

# 北九州事業地域の変圧器・コンデンサー等の 処分期間後における先行的取組事例

令和元年10月

環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

## 1. 北九州事業地域における処分期間後の新規発見事例

### 1-1. 処分期間後の新規発見のきっかけ

- ① 電気主任技術者関連
- ② 整理解体関連
- ③ 自家用電気工作物以外の調査関連
- ④ 試薬関連
- ⑤ 自治体の取組関連
- ⑥ その他(廃墟、銘板の貼り替え疑いなど)

### 1-2. 掘り起こし調査との関係性

- ① 新規発見事案と掘り起こし調査の関係
- ② 掘り起こし調査で「保有無し」と回答した事業者の事例と調査の留意点
- ③ アンケート調査対象外の事業者の事例と調査の留意点

## 2. 北九州事業地域の自治体による行政処分の事例

### 2-1. 平成30年末まで(～12月)の行政処分

- ① 改善命令期限内に履行完了した事例
- ② 改善命令期限後に保管事業者が処分委託を実施した事例
- ③ 改善命令期限後に代執行を実施した事例
- ④ 直接代執行を実施した事例

### 2-2. 年度末(平成31年1月～3月)の行政処分等(いとま無き代執行の事例)

### 2-3. 行政処分に関する留意事項

### 2-4. 行政処分に係る規定の解釈・運用における疑義への考え方

### 2-5. 高濃度PCB廃棄物の代執行費用への財政的支援

### 2-6. 産廃振興財団による支援業務の事例

# 1. 北九州事業地域における処分期間後の新規発見事例

## 1-1. 処分期間後の新規発見のきっかけ

- 北九州事業地域の高濃度PCB廃棄物である変圧器、コンデンサー等については、処分期間の平成29年度までに、約12,000件の保管事業者がJESCOに登録し、処分が進められてきた。
- 一方、処分期間後の平成30年度に、高濃度PCB廃棄物である変圧器、コンデンサー等の存在が新規に発見され、JESCOに登録された事例が241件あった。

### 新規発見のきっかけ

新規発見のきっかけ	事案数
① 電気主任技術者関連	53件
② 整理・解体関連	56件
③ 自家用機器以外の調査等関連	23件
④ 試薬関連	19件
⑤ 自治体の取組関連	15件
・ テレビCM関連	13件
・ その他	44件
・ 不明	18件
合計	241件

# 1-1. 処分期間後の新規発見のきっかけ(①電気主任技術者関連)

## 電気主任技術者が発見した事例

### 経緯

- 使用中のキュービクルをメンテナンスしている電気主任技術者から保管事業者に対して、保管中のコンデンサーが高濃度に該当する可能性があるとの情報提供あり。
- 保管事業者から市へ高濃度コンデンサーに該当するか確認して欲しいと相談があり、市の現地調査により高濃度と確定。
- 担当替えとなった電気主任技術者が、停電点検に伴い調査したところ、屋上キュービクル内に使用中の高濃度コンデンサーが、屋内に保管中の高濃度コンデンサーがあることが各々発見。
- 数年前に高圧受電を廃止し低圧受電化したが、高圧受電時代から電気保安協会が自家用点検を受託。
- 保管事業者からの要望もあり、電気保安協会が引き続き漏電調査で6か月に1回訪問していたところ、保管中の高濃度コンデンサーを発見。
- 電気主任技術者から保管事業者に対して高濃度コンデンサーがあることを伝達していたが、保管事業者のPCB廃棄物の処分期間に対する認識不足で、再度電気主任技術者から指摘を受け慌てて保健所へ連絡。

古い変圧器やコンデンサーはPCBが使用されている可能性があるため、調べないといけません。

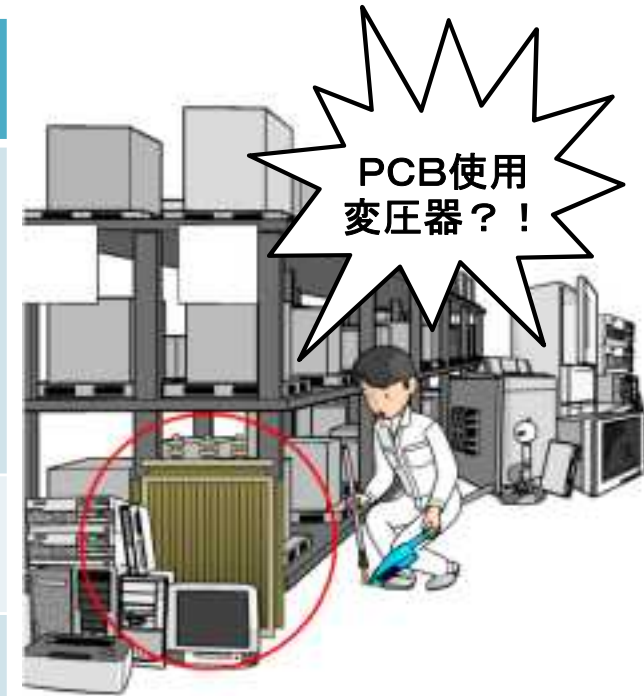


### ●留意点●

電気主任技術者側の働きかけにより、処分期間後にも発見される事例が数多くある。掘り起こし調査時等に、保管事業者と電気主任技術者との連携を働きかける等の取組が必要。

# 1-1. 処分期間後の新規発見のきっかけ(②整理・解体関連)

発見のきっかけ	経緯
倉庫等の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>作業場兼倉庫の片付け</b>で金属製の容器に入れて保管されていたコンデンサーを発見。</li> <li>● 電気主任技術者に確認を依頼した結果、高濃度と判明。</li> <li>● かつて電路から外し保管していたものの、その後年月が経過しうやむやになっていたものと推測。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>年末大掃除</b>でコンデンサーを発見。</li> <li>● 電気管理技術者協会に調査を依頼したところ、高濃度と判明。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>電気主任技術者が、たまたま開かずの倉庫を調査</b>したところ高濃度コンデンサーを発見。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 25年前に廃止して保管中の物を、<b>たまたま近くに来た電気保安協会職員に声をかけて点検</b>してもらったところ、高濃度コンデンサーと判明。</li> </ul>
設備機器の更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 競売により購入した施設の<b>受変電室建替時</b>に、複数の低濃度と思われるコンデンサーを発見。</li> <li>● 無害化処理認定業者に処理を依頼したところ、その内1台が高濃度であると無害化認定処理業者から指摘があり発見。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高圧受電から低圧受電への<b>切り替え工事</b>で高濃度コンデンサーを発見。</li> </ul>



# 1-1. 処分期間後の新規発見のきっかけ(②整理・解体関連)

発見のきっかけ	経緯
建物の解体	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>古い倉庫(元工場?)を解体時に</b>、かなり前に廃止していた受電設備(受電ケーブル撤去済み)を電気保安協会に見てもらったところ、銘板から高濃度コンデンサーであることが判明。</li><li>● 解体工事に伴い、<b>電路の付け替え工事</b>が必要となり、電路確認のため旧電気室に立ち入った際、コンデンサーを発見。</li><li>● 銘板確認の結果、高濃度と判明。</li></ul>



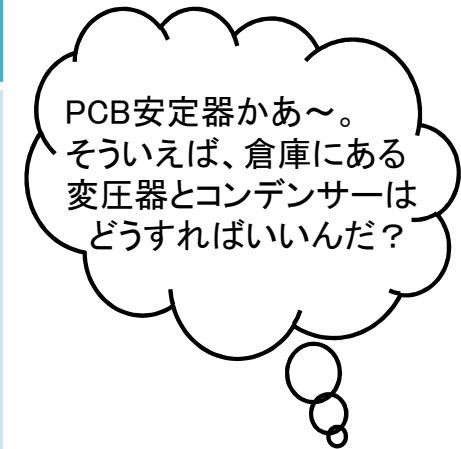
## ●留意点●

PCB廃棄物の調査を目的としない倉庫等の整理、建物の解体、電気設備の更新時等で発見する事例が報告されている。掘り起こし調査では保管事業者・電気主任技術者に隅々まで確認していただくこと、立入調査では自治体職員が隅々まで見て回ることが重要。

# 1-1. 処分期間後の新規発見のきっかけ(③自家用電気工作物以外の調査関連)

## PCB使用安定器掘り起こし調査にて自家用電気工作物が発見された事例

発見のきっかけ	経緯
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自家用電気工作物を20年程前に廃止し、<b>自家用電気工作物設置者に対する掘り起こし調査では調査対象外。しかし安定器の掘り起こし調査の対象には含まれていた。</b></li> <li>● <b>安定器の掘り起こし調査</b>が未回答であったため、フォローアップ調査票を発送。</li> <li>● その結果、事業所所有者の親族から連絡があり聞き取り調査を行ったが、現地状況を確認すべく<b>立入検査を実施</b>。</li> <li>● 立入検査により、使用していないキュービクル内で高濃度コンデンサーの保管を発見(高圧受電から低圧受電に切り替えた後、キュービクルをそのまま保管)。</li> </ul>
安定器調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気主任技術者が月次点検時に、顧客から、「<b>安定器調査の依頼が来ている。安定器は処分したが、別棟にある機器(変圧器2台、コンデンサー2台)をどのように処分したらよいか</b>」との相談あり。</li> <li>● 機器を確認した結果、コンデンサー1台が高濃度であることが判明。</li> <li>● 電気主任技術者は、当該事業所に高濃度PCB含有機器が保管されているとの認識がなく、安定器調査をきっかけとした顧客からの問い合わせにより判明。</li> <li>● 電気工事業界を含む業界団体に配布した<b>安定器調査の依頼文を見た電気事業者が自治体に相談して発見</b>。</li> <li>● 機器は、先代が顧客から引き取った物で、保管事業者は5年程前から機器の存在を確認していたが、PCBや期限内処理に関する知見は無し。</li> </ul>





# 1-1. 処分期間後の新規発見のきっかけ(③自家用電気工作物以外の調査関連)

## 非自家用電気工作物の発見事例

	経緯
1	解体予定の病院の内部を確認中に、1970年製のレントゲン装置と高電圧発生装置2台を発見し、高電圧発生装置の製造メーカーに照会し高濃度と判明。
2	揚水ポンプ室の定期点検で、既に廃止された高圧機器を発見。当該ポンプ室は高圧受電しておらず、機器の由来は不明。
3	事業者が、エレベータの制御盤内部に残されていたコンデンサーを発見して、管理会社に連絡した結果、5kgの高濃度コンデンサーと判明。現保管者が建物を購入した時点で、既に廃棄物。
4	空港にて閃光装置に内蔵されたコンデンサーにPCBが使用されていることを発見。
5	文科省から、北九州エリアの高専で「溶接機・X線装置・展示品の電気機器」から高濃度コンデンサーが発見されたとの連絡があり、これを受けて、特に「溶接機・X線装置・展示品の電気機器」に着目して学内に周知を行った結果、溶接機に高濃度コンデンサーが含まれている可能性があるとの報告があり、確認したところ高濃度と判明。



医療用レントゲン装置



閃光装置



溶接機



X線回析装置

### ●留意点●

病院、水道施設、建物内のエレベータ、空港、高専等の機関において使用されている古い装置や機器の中に、PCBが使用されている場合がある。

## 1-1. 処分期間後の新規発見のきっかけ(④試薬関連)

### 非自家用電気工作物の発見事例 ～試薬について～

#### 発見経緯

- ① 老朽化した研究所の改築のため**研究所内を整理**したら試薬があることを発見。
- ② たまたま薬品の**冷凍庫を整理中**に**試薬を発見**し、調査の結果高濃度と判明。
- ③ **自治体からの呼び掛け、助言で見直し調査**をした結果、試薬があることを発見。
- ④ 毒物・劇物保管庫の**薬品を整理**する中で、未開封の試薬が保管されていることを発見。

#### ●試薬関連の留意点●

- 高濃度PCB試薬はPCB特措法において、**処分期間を超過しての所有はできず、期限内廃棄が義務付けられている**が、その意識がない人が多い。自治体による廃棄の呼びかけ、再調査が重要。
- 試薬の他、分析用サンプルの残りにも注意。
- 試薬棚、冷蔵庫など、もう一度確認してもらうよう、呼び掛けを行うことも効果的。



## 1-1. 処分期間後の新規発見のきっかけ(⑤自治体の取組関連)

### 経緯

- 県から最終確認依頼のハガキを送ったところ、事業者が日頃見ない棚の上を確認し、高濃度コンデンサー2台を発見。
- 県がPCB届出の内容を精査していたところ、高濃度PCBに該当すると思われる機器を確認。
- 掘り起こし調査未回答の事業者に対して市が立入調査。  
● 銘板がはがれて濃度の確認ができなかったため、分析を実施。高濃度であることを発見。
- 廃掃法に基づく立入検査にて、コンデンサーを発見。  
● 銘板が不鮮明であったため、分析を実施したところ、高濃度であったことを発見。

### ●留意点●

- 最終通知を送る際には、日頃見ない場所や片付いていない場所も確認してもらうよう記載する。
- PCB特措法に基づく届出書類について、内容をよく精査する。
- 疑わしい事業者は早めに立入調査を実施する。






立入調査は  
お早めに

PCBの可能性あり。





# 1-1. 処分期間後の新規発見のきっかけ(⑥その他:所有者が存在しない施設への調査の事例)

## 事例① 廃ホテル

<p>調査のきっかけ 経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該ホテルは地元では有名な廃墟。登記上、土地・建物の所有者が不存在の状態。</li> <li>● 周辺住民より不審者情報があったため、防犯を目的として、H28年に市と自治会等で立入検査を行った。</li> <li>● 破産管財人(たまたま県の顧問弁護士であった)の同意をとり、H30年12月19日、県や市、環境事務所等による現場調査を行ったところ、高濃度PCBコンデンサー1台とPCB使用安定器12個を発見。</li> </ul>	 <p>場所 地元では有名な 廃ホテル</p>  <p>コンデンサー の他にPCB 使用安定器 も発見した</p>
<p>行政代執行 対象物</p>	<p>高濃度PCB含有高圧コンデンサー 1台 (20KVA、25kg)</p>	 
<p>処分状況</p>	<p>当該ホテルはH21年に破産廃止が確定、閉鎖済であったため、<b>処理責任者不存在</b>として行政代執行を実施。          H30年1月25日 公告          H30年1月31日 公告期限          H31年2月15日 代執行実施</p>	<p>2/15 行政代執行により搬出</p> 

# 1-1. 処分期間後の新規発見のきっかけ(⑥その他:所有者が存在しない施設への調査の事例)

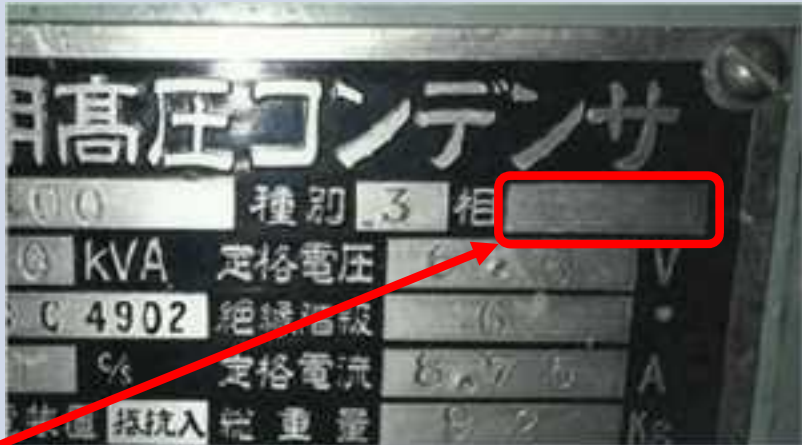
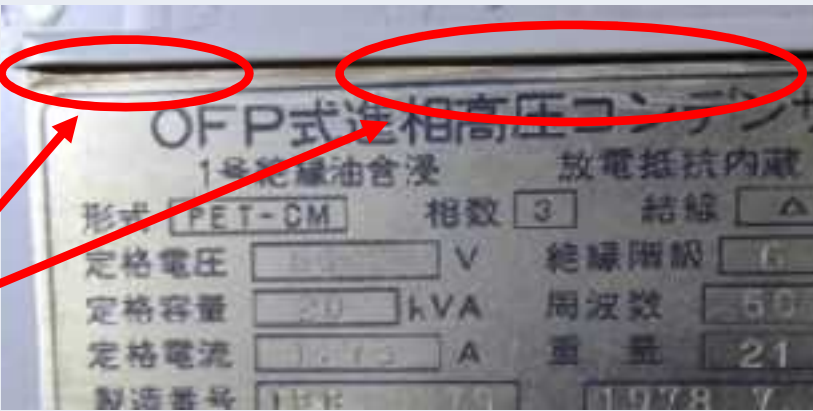
## 事例② 廃ホテル

<p>調査のきっかけ 経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自家用電気工作物設置者リストに記載はなかったが、P協データに記載があるため、県が調査を開始。当該ホテルはすでに廃墟であった。</li> <li>● 建物所有権が他事業者に移動していたため、現所有者の許可を得て県が立入調査を実施。</li> <li>● 立入調査の結果、高濃度PCB含有コンデンサーを確認(H30年6月5日)。</li> </ul>	
<p>行政代執行 対象物</p>	<p>高濃度PCB含有高圧コンデンサー 1台</p>	
<p>処分状況</p>	<p>現所有者が建物を購入した時点で廃墟であり、<b>高圧受電をした記録がないことから、処分責任は元の所有者(法人)にある。</b>                  法人登記簿が閉鎖されていないため、法人に対し行政処分の上、代執行を実施。                  H30年9月3日 弁明の機会付与                  H30年9月25日 改善命令発出                  H30年10月25日 改善命令期限                  H30年11月6日 代執行通知                  H31年1月8日 代執行実施</p> <div data-bbox="1361 896 1617 1114" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     1/8 行政代執行 により搬出                 </div> 	

### ●留意点●

廃ホテルなどの地元で有名な廃墟については空き家対策の部署とも連携し、注意して確認を行う必要あり。

# 1-1. 処分期間後の新規発見のきっかけ(⑥その他:銘板の貼り替えの疑いがある事例)

場所	対象物	発見経緯	対応	銘板写真
公共団体	コンデンサー	低濃度またはNon PCBかの分析を行ったところ高濃度PCBであったことが判明。	メーカーへの問い合わせ、コンデンサー本体の調査を行ったところ、高濃度PCBコンデンサーに別のメーカーの銘板を貼り替えたものと判明。 ※銘板にシリアル番号なし。	
製造業	コンデンサー	設備老朽化のため機器の更新をするにあたり、電気保安協会より分析するよう指導があったため、分析を実施したところ高濃度PCBの使用が判明。	メーカー鑑定の結果、銘板の貼り替えの疑いがあると判断。 ※銘板上部に不自然なキズあり。	

## ●留意点●

- 銘板だけ新しいものが付いている、不自然なキズ、不自然な塗装の剥がれがある場合は疑わしい。
- 銘板から高濃度ではないと判断された機器で、低濃度の可能性があるものについて、銘板の状態が疑わしい場合に高濃度PCBが使用されている場合がある。

## 1-2. 掘り起こし調査との関係性(①新規発見事例と掘り起こし調査の関係)

自家用電気工作物設置者リストへの掲載	事案数	
事業者名がリストに掲載あり(アンケート調査対象)	193件	80%
事業者名がリストに掲載なし(アンケート調査対象外)	48件	20%
合計	241件	100%

掘り起こし調査との関係			事案数	
アンケート調査対象	アンケート回答有	PCB廃棄物「有り」との回答	37件	128件
		PCB廃棄物「不明」との回答	5件	
		PCB廃棄物「保有無し」との回答	84件	
		PCB廃棄物「処分済」との回答	2件	
	アンケート未回答	13件		
	アンケート未達	4件		
アンケート調査結果不明	48件			
アンケート調査対象外			48件	
合計			241件	

## 1-2. 掘り起こし調査との関係性(②「保有無し」と回答した事業者における事例)

「保有無し」事業者で新規発見されたきっかけ	事案数	「保有無し」事業者の電気主任技術者の所属	事案数	「保有無し」事業者のP協データの記載	事案数
電気主任技術者関連	31件	電気保安協会	43件	有	11件
整理・解体関連	20件	電気管理技術者協会	11件	事業者名、所在地のいずれかが一致	7件
自治体の取組関連	6件	その他の団体	6件	無	66件
テレビCM関連	6件	個人契約	3件	合計	84件
安定器調査等関連	3件	自社内で保安管理	7件		
事業者の(再)調査関連	3件	未専任	6件		
その他	7件	不明(監督部として未把握)	4件		
不明	7件	その他(非自家用機器)	7件		
合計	84件	合計	84件		

- 電気主任技術者関連の取組で新規発見される事例が多いことから、電気主任技術者と緊密に連携をとりながら掘り起こし調査を進めることが重要。
- 建物解体や整理整頓時に新規発見事例が多いので、隅々まで探していただくようお願いする。また、立入・現地調査では隅々まで探すことが重要。
- P協データに記載されている事業者については入念に再確認することが有効。



## 1-2. 掘り起こし調査との関係性(③アンケート調査対象外事業者における事例)

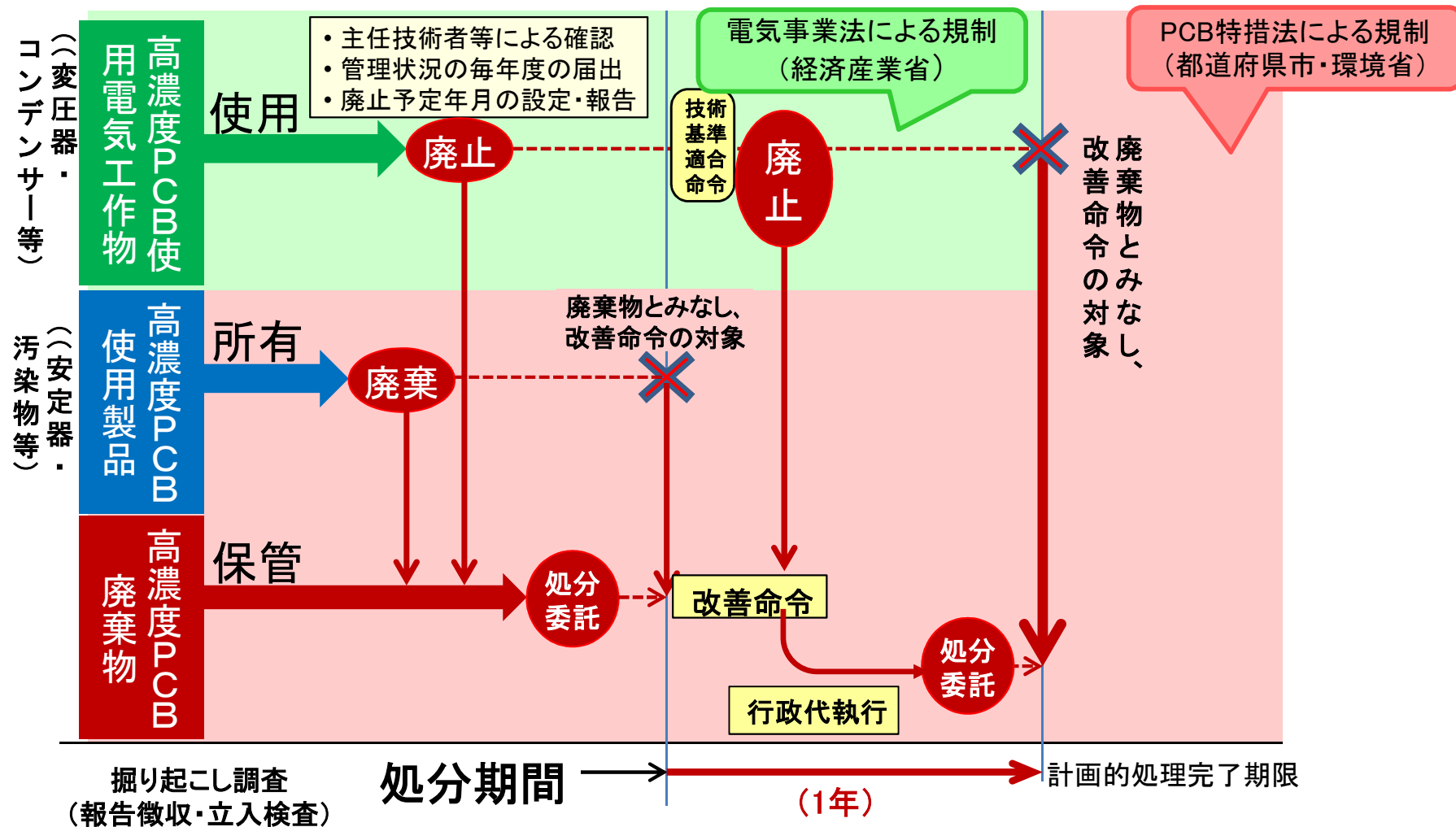
アンケート調査対象外事業者での新規発見事例の分類	件数
① 平成25年以前に高圧廃止済み	16件
② 非高圧受電者が顧客等から引き取った機器	7件
③ 機器を建物の売買で入手	2件
・ 非自家用電気工作物	12件
・ 不明	11件
合計	48件

アンケート調査対象外事業者の分類	対策
①平成25年以前に高圧廃止済み	自家用電気工作物の掘り起こしアンケート調査対象者リストは平成25年に作成されており、平成25年より前に廃止届を出している事業者は調査対象外。これらの中にはP協データに掲載された事業者もあったことから、当該データに掲載されている事業者の建物を注意して調査することが有効。
②非高圧受電者が顧客等から引き取った機器	電気店や電気工事業者で見られた事例。今後の対策として、電気店や電気工事業者へは、自家用電気工作物を引き取っていないか呼びかけることが有効。
③機器を建物の売買で入手	掘り起こし調査にて未達ではあるが、建物として存在している場所は、他の事業者が購入している可能性がある。そのような場所は現地確認を行うことが有効。

## 2. 北九州事業地域の自治体による 行政処分の事例

# 北九州事業地域の自治体による行政処分等の概況

- 処分期間(平成30年3月末)までに処分委託されなかった高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサーについて、計画的処理完了期限までに確実に処理を完了するため、行政処分(改善命令、代執行)を含めた対策を実施。
- 平成30年末まで(~12月)は改善命令、代執行(理由:改善命令違反、不明・不存在)を実施。
- 平成30年度末(平成31年1月~3月)は代執行(理由:改善命令を行っていないとまが無い)を実施。



# 北九州事業エリアにおける各時期の大まかな実績

平成30年度

違反状態

処分期間  
(H30.3末)

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

処分期間内に未処分

計画的処理  
完了期限  
(H31.3末)

新規発見

指導等に基づき保管事業者自ら処分委託

【改善命令】

- 処分の見込みがない保管事業者に命令発出(6月～12月)
- 一部は命令期間内に履行完了

【いとま無き代執行】  
新規発見次第、直ちに代執行(2～3月)

①

②

【代執行】

- ①命令不履行(11月～12月)
- ②保管事業者不存在(8月～2月)

命令期間後に自ら処分委託

● 報告徴収・立入検査等を駆使した掘り起こし調査

● 処理困難者の特定、処分期間内のJESCO契約の指導

● 保管事業者不存在等により代執行確定事案の特定

● 翌年度の行政処分等に係る予算確保

## 2-1. 平成30年末まで(～12月)の行政処分

### 行政処分

#### <改善命令>

- 処分期間を超えて高濃度PCB廃棄物を保管している事業者に対し、処分及び必要な措置(収運委託、詳細な性状分析等)を講ずべき旨を命ずる(特措法12条1項)。
- 命令期限は、保管事業者が手続に要する期間等を考慮して設定。

#### <代執行>

- ①改善命令が履行されなかった場合、②保管事業者不明・不存在の場合、③計画的処理期限までのいとまが無い場合に実施(特措法13条1項)。

### 実施結果

- 改善命令又は代執行の対象となった事案は、11県市で計17件。
- 資金不足や自治体の指導に従わず処分委託を行わない保管事業者に対し改善命令を発出したのは9件。
  - ・改善命令期限内に履行完了:2件
  - ・改善命令期限後に保管事業者が処分委託を実施:4件
  - ・改善命令期限後に代執行を実施:3件(※)(※)法人登記は残っているが実質的に存在しなかった2件を含む。
- 保管事業者が既に破産している等(不明・不存在)により、改善命令を経ずに直接代執行を実施したのは8件(うち1件は12月発見も、平成31年2月代執行実施)。

## 2-1. 平成30年末まで(～12月)の行政処分 ～ 改善命令 ～

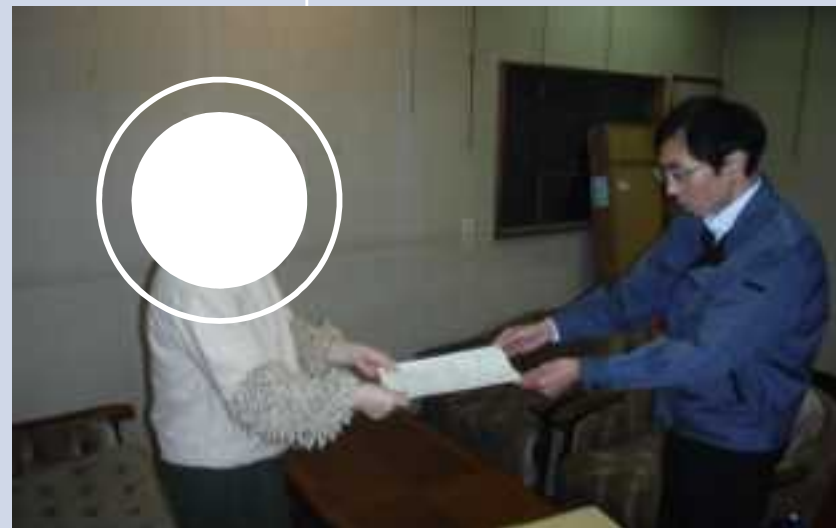
### ① 改善命令期限内に履行完了した事例

	保管事業者	経緯	処分状況	特記事項
1	旅館業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● JESCO登録も、全額は入金されず。</li> <li>● 県と環境省が数回、業者訪問を試みたが、残りの支払に応じず。</li> <li>● 弁明の機会を付与したが、入金されず、改善命令を发出。</li> <li>● 改善命令の履行勧告文書を送付、配達証明したところ、2か月後の改善命令期限最終日に入金が完了。</li> </ul>	<p>H30年1月 JESCO登録</p> <p>H30年4月 入金無し</p> <p>H30年5月～6月 県と環境省が訪問</p> <p>H30年6月 弁明の機会付与</p> <p>H30年7月13日 改善命令发出</p> <p>H30年9月12日 入金、収運契約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問のアポ取りをさせない、アポを取ってもドタキャンする、虚偽の電話連絡をするなどの点で悪質。</li> <li>● 改善命令後は、次のステージに移ったことを認識させるため、県はあえて事業者と接触せず、文書の送付のみによる対応で、最終的に期限内に履行を実現。</li> </ul>

## 2-1. 平成30年末まで(～12月)の行政処分 ～ 改善命令 ～


### ① 改善命令期限内に履行完了した事例

	保管事業者	経緯	処分状況	特記事項
2	業種不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気主任技術者が処理を指導するが半年以上にわたり処理を拒否。電気保安協会からの報告により11月30日に発見。</li> <li>● 資金不足により処分委託は困難と見られたが、市の説得により処理意向を示した。</li> <li>● 改善命令を発出し、履行期限内にJESCO契約が完了。</li> </ul>	<p>H30年12月 弁明の機会付与</p> <p>H30年12月21日 改善命令発出</p> <p>H30年12月28日 JESCO契約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理期限間際であったため、市は保管者の処理意向に関わらず、代執行の準備を進めた。</li> </ul>



## 2-1. 平成30年末まで(～12月)の行政処分 ～ 改善命令 ～

### ②改善命令期限後に保管事業者が処分委託を実施した事例

	保管事業者	経緯	特記事項
1	廃ビル	<ul style="list-style-type: none"><li>● 県はH26年から高濃度機器の保有を確認し、H29年から計30回以上、電話・面会で指導していたが、事業者は、国が処理すべきとして拒否。</li><li>● H30年6月弁明の機会付与、7月改善命令を発出。</li><li>● 履行期限経過後、県は代執行の準備を進めたが、保管事業者自ら契約手続を進め、11月に処分委託契約等完了。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● かつては違法でなかったものを自費で処分することに反発。</li><li>● 県の指導により次第に処理への理解を示す。</li><li>● 代執行は並行して準備。</li></ul> 




## 2-1. 平成30年末まで(～12月)の行政処分 ～ 改善命令 ～

### ②改善命令期限後に保管事業者が処分委託を実施した事例

	保管事業者	経緯	特記事項
2	養鶏業	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保管事業者は10年以上前に市へ届出を提出していたが、その後競売にて当該廃棄物を保管している建物の所有権を別会社へ渡した。</li><li>● 新たな所有者が建物解体工事時にPCB廃棄物を発見し、無断で元の保管事業者の敷地へ移動させた。</li><li>● 県と市は何度か元の保管事業者を指導したが、自社の廃棄物ではないと主張し、処分せず。</li><li>● 平成30年6月に弁明の機会付与、8月改善命令発出、10月が履行期限であったが、期限後に保管者自らJESCO契約を締結。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 土地の所有者の変更に伴い、元の保管事業者が自らの処理責任を認めず。</li><li>● 一時は訴訟も辞さずとの姿勢も、次第に理解を示す。</li><li>● 代執行は並行して準備。</li></ul>




## 2-1. 平成30年末まで(～12月)の行政処分 ～ 改善命令・代執行

### ③改善命令期限後に代執行を実施した事例

	場所	経緯	写真・特記事項
1	鉄鋼業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● H29年にJESCO登録も、資金の目途が立たず頓挫。</li> <li>● 保管事業者から県への相談により分割で処分費用を支払うことになったが、期限内に入金できず契約解除。</li> <li>● 処分の意思はあり、代執行は回避したい意向も、資金繰りが苦しいとの弁明あり。</li> <li>● H30年7月末改善命令発出も、期限内の履行はなされず、11月代執行通知手交、12月代執行実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保管事業者に処分の意思はあるが、資金難により代執行となった事例。</li> </ul> <p>＜H30年12月2日徳島新聞 朝刊＞ 行政代執行 掲載写真</p> 





## 2-1. 平成30年末まで(～12月)の行政処分 ～ 改善命令・代執行

### ③改善命令期限後に代執行を実施した事例

	場所	経緯	写真・特記事項
2	金属加工業	<ul style="list-style-type: none"><li>● 県はH28年の掘り起こし調査により、当該事業者が高濃度PCB所有している可能性を把握。</li><li>● H29年に事業者が破産準備に入り、競売にかけられた。結果、落札されたが落札者が処分を拒否。</li><li>● 元の所有者は自己破産準備中であるが、法的には法人登記は閉鎖されていないため、法人の元役員を通して改善命令、行政代執行を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業者が破産準備中の事例。</li><li>● 登記が閉鎖されていない以上、改善命令を経る必要があった。</li></ul>   





# 2-1. 平成30年末まで(～12月)の行政処分 ～ 直接代執行 ～

## ④直接代執行を実施した事例

	場所	経緯	写真・特記事項
1	金属スクラップ	<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成30年5月、金属くず回収業者の事業場で、多数の廃レントゲン装置が保管されていることを確認(廃レントゲン装置の一部に高濃度PCB使用コンデンサーが内蔵されていた)。</li><li>● 関係者への調査の結果、当該廃レントゲン装置の保管事業者はレントゲン販売業者であり、レントゲン販売業者の解散後に関係者から金属くず回収業者が、その他機器等と合わせて買い取ったものであることが判明。</li><li>● 保管事業者であるレントゲン販売業者は、平成9年に解散及び閉鎖していたため、保管事業者不存在として、代執行を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保管事業者の解散及び閉鎖により、保管事業者不存在で代執行を実施した事例。</li></ul> <p>X線照射装置本体</p>  <p>分別作業状況</p>  <p>内蔵コンデンサーの取り出し</p>  <p>コンデンサーの拭き取り</p> 

## 2-1. 平成30年末まで(～12月)の行政処分 ～ 直接代執行 ～

### ④直接代執行を実施した事例

	場所	経緯	写真・特記事項
2	ホテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>● H18年、当該土地・建物はA社(代表者)へ売却されていた。</li> <li>● H29年6月、掘り起こし調査にて、A社が高濃度PCB保有の可能性があると判明し、環境省と県は7月に立入調査により高濃度PCB廃棄物を確認したが、A社は建物購入後、高圧受電装置を使用していないと主張。</li> <li>● 調査の結果、A社が高圧受電をした証拠が見つからないなどの理由から、処理責任は元の所有者にあると判断。</li> <li>● 元の所有者はH25年に解散済のため、処理責任者不存在としてH30年12月に行政代執行実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物売買により、処理責任者の確定に手間取った事案。</li> <li>● 売却後に新しい所有者が高圧受電をしたかが争点。</li> </ul> <div data-bbox="1182 619 1480 676">廃キュービクル</div>  <div data-bbox="1715 571 2013 628">代執行開始宣言</div>  <div data-bbox="1151 1031 1449 1088">積込作業</div>  <div data-bbox="1809 1161 2107 1219">対象コンデンサー</div> 

## 2-2. 年度末(平成31年1月~3月)の行政処分等

### 考え方

- 1月時点で契約発効していないもの及び1月に新規発見したものは、改善命令を行ういとまが無いため、保管事業者に直ちに処理意向を確認し、処理の意向が無い場合及び処理の意向が示されても一定日数内に処分委託契約の締結に至らなかった場合は、代執行を実施する。
- 2月~3月に新規発見した事案は、直ちに行政代執行を実施する。
- 保管事業者が不明又は不存在の場合は、ごく短期間の公告の上、代執行を実施する。
- これらについて環境省から北九州事業地域の自治体に通知し、説明会を実施した。

### 実施結果





- 1月時点で契約未発効のものは23件(16区市)、1月に新規発見した事案は27件(15区市)であり、いずれの保管事業者も処理意向を示し、契約発効期限日(発見日から14営業日以内)までに契約発効した。
- 2月~3月に、いとま無き代執行により契約・搬入した事案は20件(16区市)。
- 保管事業者不明又は不存在による代執行により契約・搬入した事案は5件(5区市)。

### 主な発見経緯

- 電気保安協会による定期点検、自治体による安定器調査、改修工事、大掃除等の契機で、人目につかない倉庫等から発見された。
- 学校施設のX線装置、病院のレントゲン機器、空港の閃光装置等から内蔵型コンデンサーが発見された。これら事案については他施設へも共有され、各施設において残存有無が確認された。

## 2-2. いとま無き代執行の事例

### 事例① 製造業

<p>経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象事業者は、掘り起こしアンケート調査にて、「保有なし」と回答していた。</li> <li>● H31年2月12日、電気保安協会による停電点検の際、高濃度PCB含有コンデンサーが対象事業者の倉庫に保管されていることを発見。</li> </ul>		
<p>行政代執行対象物</p>	<p>コンデンサー 1台</p>	<p>対象コンデンサー</p> 	<p>行政代執行開始宣言</p> 
<p>処分状況</p>	<p>H31年2月14日 発見</p> <p>H31年2月21日 JESCO契約</p> <p>H31年2月27日 代執行による搬出</p> <p>H31年2月28日 JESCO搬入</p>		
		<p>コンデンサー積込作業</p> 	<p>コンデンサー積込作業後</p> 

## 2-2. いとま無き代執行の事例

### 事例② 高等専門学校

経緯

- 国立高専機構による周知を受け、H31年2月18日から22日にかけて、市が地方環境事務所と合同で当該高専への立ち入り検査を実施したところ、高濃度PCB使用機器が残っていることを確認。
- 溶接機用のコンデンサーとX線回折装置であり、高濃度PCB含有機器と判断。

行政代執行  
対象物

溶接機に内蔵された高濃度PCB含有コンデンサー 2台  
X線回折装置 1台

溶接機に内蔵されたコンデンサー



X線回折装置



処分状況

H31年2月21日 JESCO登録  
H31年2月25日 JESCO契約  
H31年2月28日 代執行による搬出  
H31年2月28日 JESCO搬入



積み込み中



## 2-2. いとま無き代執行の事例

### 事例③ 環境保健センター

経緯

- 所内記録より、過去、PCBの理化学検査を実施していたことが判明。
- 確認作業を行ったところ、食品分析実験室の冷凍庫と薬品庫から、PCBを含む試薬が保管されていることを発見。

行政代執行  
対象物

高濃度PCB含有試薬  
10本



処分状況

H31年2月22日  
発見  
H31年2月26日  
JESCO契約  
H31年2月28日  
代執行実施  
H31年2月28日  
搬出・搬入済み

## 2-3. 行政処分に関する留意事項

処分期間後、具体の事案がない都道府県市でも、新規事案が発見された場合には対応を行うことが必要であるため、全ての都道府県市において改善命令又は代執行を行うことがあり得ると想定し、新規発見後の対応を具体的にシミュレーションしておくことが必要。

### 処理困難者のパターン

- ① 処理に必要な資力はあるが、処理の意思のない者（「国や自治体、製造メーカーが処理すべき」などと主張）
- ② 処理に必要な資力がない又は費用負担のタイミングをできるだけ先延ばしにする者
- ③ 遠方にいる、所在不明等の事情により連絡が取れない者
- ④ 保管事業者が特定できない場合（法人破産、解散、死亡等による不存在の場合、不法投棄、残置物、複数の者の間で責任が不明確な場合等）

⇒ ①～③は改善命令→代執行、④は直接代執行が想定される。

### 確実な契約締結

- JESCOの契約発効条件は、①JESCOとの処分委託契約、②処理料金支払い完了、③収集運搬業者との収運契約、④収運料金支払い完了（後払いの場合を除く）。
- 処分期間後において、①～④のいずれかがなされていない場合は、都道府県市が主導し、速やかにこれらを行わせるよう指導と進捗管理を行うとともに、並行して、行政処分の実施を検討する。
- 改善命令においても、①～④を全て行わなければ履行完了とはならないため、命令対象者（処理困難者）への継続的な指導とフォローが必要。

## 2-3. 行政処分に関する留意事項

### 予算の確保

- 代執行の実施に際しては処分等措置に要する費用の全額について一旦各県市において負担することが必要であるため、そのための予算について、どのような形で確保するか具体的に検討しておくことが必要。
- 北九州事業エリアでは、当初予算で一定額確保している事例や既存予算の枠内での流用、補正予算等により対応された。早期に財政部局等と協議の上、円滑な対応が講じられるよう準備が必要。
- 北九州事業エリアの実績は、当初予算3件、補正予算4件、流用21件、配当替え2件（本年7月時点の判明分のみ）。

### 収運業者の確保

- とりわけ、いとま無き代執行においては、短期間にJESCO契約・支払、収運契約・支払を確実に行う必要がある。
- 1月～3月は、引っ越しシーズンとも重なり収運業者を確保することが困難となる場合があるため、事前に、複数の収運業者の状況を確認し、運搬可能物・量・エリアを把握するとともに、必要に応じて協力を依頼することが望ましい。

## 2-4. 行政処分に係る規定の解釈・運用における疑義への考え方

### 改善命令関係

Q 履行期限の延長は可能か。

A 保管事業者に履行の意思があり、合理的な理由で処分委託手続に時間を要している場合は履行期限を延長することは差し支えないと考えられる。ただし、本来は、保管事業者の意思や能力を考慮した上で履行期限を設定することが原則である。

Q 催告は必ず実施しなければならないのか？

A 催告は、履行期限前に命令者に改めて履行を促すため、及び履行期限後に命令違反を判断する(期限前の催告にも応じなかったという事実を残す)ために必要な措置であることから、履行期限が到来する前に実施されたい。

Q 改善命令の履行期限後も保管事業者が自らJESCO契約することは認めて良いか？

A 履行期限後に保管事業者がJESCO契約することは差し支えない。ただし、保管事業者による契約の進捗如何によらず、代執行の実施に向けた手続は着実に進めることが必要である。

## 2-4. 行政処分に係る規定の解釈・運用における疑義への考え方

### 代執行関係①

Q 保管事業者による不適正処理を防止する手段として、代執行の一環として、PCB廃棄物を保管場所から自治体が管理する場所に移動させることは可能か。

A 当該行為は、代執行の実施に必要と考えられる一連の行為と解して差し支えないと考えられる。

Q 代執行の際、保管事業者に物理的に抵抗される場合、どのように対応すべきか。

A 代執行にあたり敷地内への立入りや建物の解錠、PCB廃棄物の搬出作業等は、保管事業者や土地所有者の任意の協力を得て行うのが原則のため、執行前に関係者への理解を得ておくことが必要である。その上で、物理的な妨害や抵抗がなされた場合は、やむを得ない必要最小限度の実力を行使することは、代執行に随伴するものとして許容され得るものと解されるが、執行にあたっては、警察とも十分連携の上対応されたい。

## 2-4. 行政処分に係る規定の解釈・運用における疑義への考え方

### 代執行関係②

Q 保管事業者の特定に際し、どの程度まで探索すれば行政上必要な対応をしたとして、保管事業者不存在と整理して良いのか。

A 行政機関が保有する情報や一般的に入手可能な書類(登記簿、住民票等)の確認、周辺住民への聞き込み等を実施することが必要と考えられる。

Q 保管事業者は不存在であるが、代執行を回避するため、保管事業者の配偶者その他関係者に処理をさせることは可能か。

A 保管事業者以外の者が処理をすることまでは法律上禁止していないため、当該者が処理することは妨げられない。ただし、当該者に接触の際、当該者に処理責任があるかのような指導・助言をすることは適切ではないので、留意されたい。

Q 1月以降のいとま無き代執行は、他の事業エリアにおいても北九州事業エリアと同じ考え方で運用しなければならないのか。

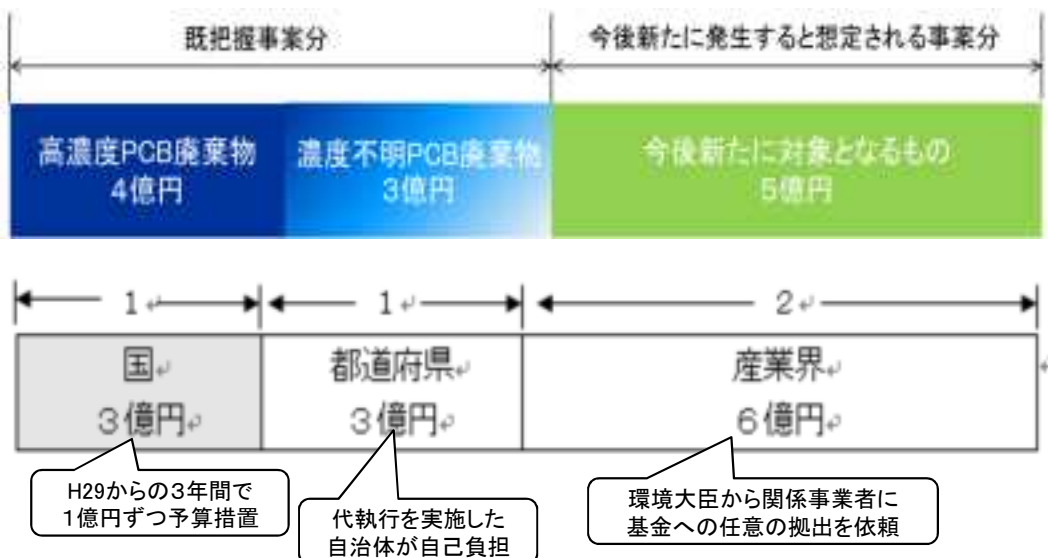
A いとま無き代執行の運用のあり方は、各事業地域の実情を踏まえ、各立地自治体と環境省との調整において個別に検討されるものと考えている。

## 2-5. 高濃度PCB廃棄物の代執行費用への財政的支援

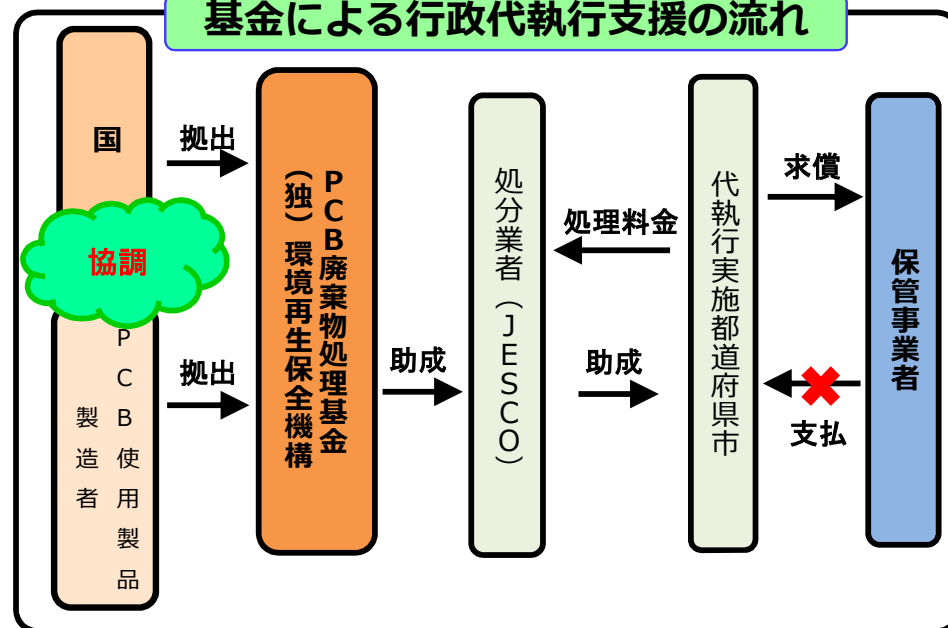
### 代執行基金

- ◆ 保管事業者が破産、死去等により不存在の場合など、保管事業者からの処理費用の徴収が困難な場合に活用が可能。
- ◆ (独)環境再生保全機構に置かれている「PCB廃棄物処理基金」に国、関係事業者(PCB及びPCB使用製品製造者)が拠出しており、都道府県市が代執行による処理に要した額の75%を支援する。
- ◆ 北九州事業地域で支援対象となったのは25件(その後、一部は交付取消し)。

#### <基金の必要額の推計及び関係者の負担割合>



#### 基金による行政代執行支援の流れ



### 特別交付税措置

- ◆ 代執行基金による支援分を除く額(25%)のうち80%(処理費用全体の20%に相当)を地方交付税の特別交付税措置で財源を担保するもの。
- ◆ 総務省からの照会に基づき、要望を出すことで措置される。

## 2-6. 産廃振興財団による支援業務の事例

- 自治体が代執行する上で必要となる手続きを迅速かつ適正に遂行できるよう、専門家派遣等による実務支援を行うため、予算事業により以下を実施。
- 北九州事業地域では対象物が大量であるなど対応が困難な3件の事案の支援を実施。

### <具体的な支援内容>

#### (1) 代執行に係る書類作成等の補助

##### (具体例)

- 行政代執行実施にあたり必要となる詳細な経費見積もり等に関する技術的支援
- 代執行の対象者・対象物の特定等に関する法令面・技術面での支援【実績1件】
- 代執行対象物の処分委託に当たっての詳細性状分析に関する支援【実績1件】

#### (2) 代執行に係る現地確認等の実施補助

##### (具体例)

- 現地確認等の実施に際しての電気主任技術者等の専門家の派遣【実績1件】
- 代執行による廃棄物の搬出等の具体的方法の検討及び実施に係る支援(対象機器に汚損がある場合の取扱い等を含む。)【実績2件】
- 代執行に係る手続きに関する一般的な相談・確認への助言

※ 上記に例示したもの以外にも、自治体のニーズ等に合わせ順次必要な支援を行っていく



## 2-6. 産廃振興財団による支援業務の事例

### 事例① 雑品ヤード (H30年5月22日～8月27日)

#### 経緯

- 雑品ヤードで、多数の廃レントゲン装置を発見。

現場の状況



- 当該廃レントゲン装置は、レントゲン販売業者の解散後に関係者から金属くず回収業者がその他機器等と合わせて買い取ったもの。

県は全ての機器を仮置き場に平置きし、ラベリングを実施。



- 保管事業者の不存在として、廃レントゲン装置に内蔵されていた高濃度PCB使用コンデンサー91台の代執行を実施。

#### 支援内容

- X線照射装置メーカーの工業団体に高濃度PCB使用コンデンサーの該否判定を依頼
- 廃レントゲン装置からコンデンサーを取り出し、銘板から高濃度PCB使用の有無を判定

機器の確認作業



- 不明品の油を採取して分析
- 漏えい箇所を補修し、JESCO搬出に向けて荷姿登録作業・梱包等を実施

保管庫内に収納したコンデンサー（漏えい機器はポリ袋に収納）



## 2-6. 産廃振興財団による支援業務の事例

### 事例② 廃工場（H30年6月27日）

#### 経緯

- 廃工場を確認したところ、高所の架台に高濃度PCBコンデンサーが設置されていることを確認。
- 関係者への調査の結果、当該コンデンサーの保管事業者である法人は所在不明（登記上の所在地に存在せず、役員の一部が死亡しているものの変更登記されず、営業の実態がない）であったため、保管事業者の不明として、代執行を実施。

#### 支援内容

- **電気工事会社へ高所作業車を手配し**、廃工場の開放型（柱上）高圧受電設備に設置された高濃度PCB入りコンデンサー1台を取り外して適正に保管

取り外し作業



対象コンデンサー



### 事例③ 廃ホテル（H30年10月12日）

#### 経緯

- 廃業したホテルの屋上に、液じみ跡がある高濃度PCBコンデンサーが設置されていた。
- 改善命令期限内に処理が行われなかったため行政代執行を実施した。

#### 支援内容

- **漏れ・しみ箇所**の特定
- **補修、搬出**のための助言

キュービクル

対象コンデンサー



# 最後に

- 処分期間内に処分委託を完了させることが必要
- 改善命令や行政代執行に向けた具体的なシミュレーションが重要
- 迷う事案等があればすぐに環境事務所に連絡・相談を